

神戸市外国語大学図書館資料等利用規程

2007年4月1日

規程第104号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学図書館規程第6条に基づき、図書館の図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の学術情報（以下「資料等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用の対象となる資料等)

第2条 この規程により利用できる資料等は、図書館で所蔵するものとする。

2 図書館以外で所蔵する資料等の利用については図書館が別に定める。

(利用者の範囲)

第3条 資料等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学大学院学生
- (3) 本学学生
- (4) 国内留学生
- (5) 本学客員研究員

2 前項に規定する者のほか、次に掲げる者は本学の利用に支障のない限り、図書館長の許可を得て許可する範囲内で資料等を利用することができる。

- (1) 本学の卒業生
- (2) 図書館間相互協力貸借協定による者
- (3) 学術研究の目的をもって図書館の利用を希望する大学等学術研究機関に所属する者
- (4) その他図書館長の許可を得た者

(利用の方法)

第4条 資料等の利用の方法は、次の通りとする。

- (1) 館内利用
- (2) 帯出利用
- (3) 参考業務
- (4) 資料の複写
- (5) 資料相互利用
- (6) その他館内施設及び機器等の利用

2 図書館長は、必要があると認めるときは、前項の利用を制限し、又は禁止することができる。

(資料等を利用できる時間)

第5条 資料等を利用できる時間は、月曜日から金曜日までは午前8時40分から午後

9時30分まで、土曜日は午前10時から午後6時までとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業期間中の平日は午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に時間を延長又は短縮することができる。

(資料等を利用できない日)

第6条 図書館の資料等を利用できない日(以下「休館日」という。)は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 蔵書点検等に必要期間

(4) 年末年始

(5) 春季、夏季及び冬季休業期間中における土曜日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、あるいは休館日に開館することができる。

(利用の停止等)

第7条 図書館長は、別に定める施行規則等に違反した者に対し、資料等の利用を停止し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第8条 図書館の機器、施設を滅失若しくは毀損したとき、又は資料を汚損若しくは紛失したときは、原状回復又は損害賠償の責を負う。

(規程の変更)

第9条 この規程は、教育研究評議会の議を経て変更することができる。

(規程の施行規則)

第10条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学図書館利用規程(2007年4月規程第81号)は廃止する。

附 則

この規程は、2009年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。